回覧

ふらっぷだより

発行：市青少年自立支援センターふらっぷ
中央１丁目１番１３号中央生涯学習センター４階
TEL・FAX：０２８－６３５－５８３４
発行日：平成２２年７月２１日

あなたの・・・お子さんは大丈夫ですか？

ふらっぷでは，そんな悩みや不安を抱える親御さんの相談にお答えしています。

Q1：**“ふらっぷ”って？**

A1：「宇都宮市青少年自立支援センター」の愛称です。
利用される皆さんに親しみを感じていただくため愛称を付けました。「ｆｌａｐ“ふらっぷ”」とは羽ばたくという意味の英語で，未来に羽ばたく青少年をイメージしています。

Q2：**どんな相談を受けてくれるの？**

A2：青少年の総合相談窓口では，**ニート・ひきこもり等**に関する自立支援相談や，**不良交友・問題行動等**に関する非行相談を主に行っています。
一方的に“ふらっぷ”の相談員が親御さんに指示・助言を行うのではなく，お子さんの将来にとって最善となるための方策を一緒に考えていきます。
当然，“ふらっぷ”と親御さんだけでは解決に導けない問題もあります。
そんな時は，他の機関・団体等と協力しながら考えていきます。

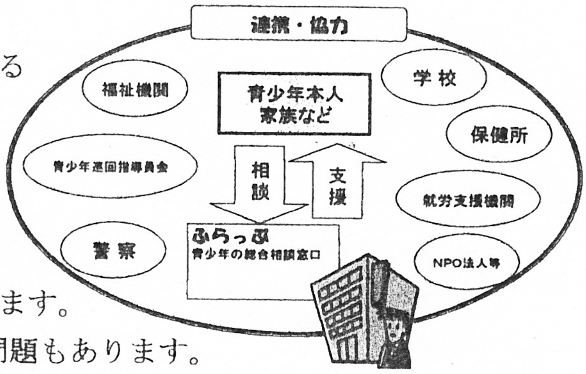

対象　自立支援：おおむね３５歳未満の青少年
非行防止：２０歳未満の青少年

相談時間　月曜から金曜　午前９時から午後５時まで
（ただし，祝日・年末年始は除く）

相談専用電話　（みない～こ）
０２８－６３３－３７１５

◇ホームページ　http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/
子育て→青少年→ふらっぷ

◇メールアドレス　u18060101@city.utsunomiya.tochigi.jp

＊予約の必要はありません。費用は無料です。

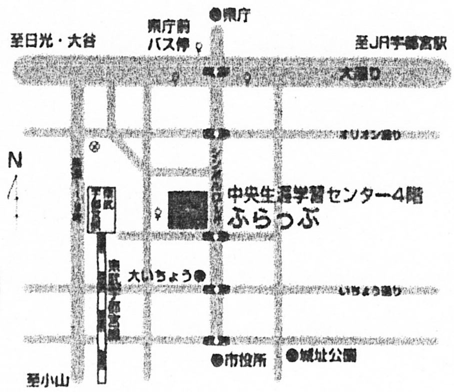

毎月第３日曜日は『家庭の日』　第３土曜日は『青少年を非行からまもる日』

◇◇◇ 相談の現場から ◇◇◇

Q. 子どもがひきこもってしまったのですが，どうしたらよいのでしょうか？

A. まず，親御さん自身が気持ちを落ち着かせましょう！

親御さんの**不安**や**焦り**がお子さんに**伝染**し，お子さんを追い込んでしまうことが考えられます。

お子さんがひきこもってしまった現状を受け入れることです。

すると，親御さんの存在をお子さんは感じるはずです。

そして，お子さんと**会話をすること**です。

日常のあいさつを始め，最近の話題など・・・。

例えば，スポーツチームの勝敗や芸能ニュース等が良いかもしれません。

時間はかかりますが，次第にお子さんの緊張がほぐれてきます。

お子さん自身が**ココロ**を開き始めたら**ジックリ**聴いてください。

今度は，お子さんを交えて**自立への道**を話し合っていきましょう。

Q. 子どもが私の財布からお金を無断で持ち出してしまったのですが，どうしたらよいのでしょうか？

A. まず，親御さん自身が気持ちを落ち着かせましょう！

そして，お子さんに財布からお金を無断で持ち出すのはいけない行為であると伝えるとともに，その使い道を聴いてください。

例えば，どうしても欲しかった物として，ゲームソフトや洋服等の品物を購入したということであれば，お子さんの言い分を受け止めながら，品物の購入について一緒に考えると良いかもしれません。

また，このことを通して，親子のコミュニケーションが深められます。

なお，「言いたくない！」「・・・・・(無言)」等ということであれば，お子さんの**ココロ**が何らかの要因で**傷ついている**可能性があります。

改めて，私ども“**ふらっぷ**”と慎重に解決へ向けた方策を考えていきましょう。

Q3：相談だけなの？

A3：“ふらっぷ”では，相談のほかにも以下の事業を行っています。

一日巡回指導体験（年３回）
日頃，青少年巡回指導員が巡回するコースを体験していただき，青少年が立ち寄る場所などを見ていただきます。

非行防止講演会（年３回）
広く市民の皆さんを対象に，青少年の健全育成を阻害する恐れのある行為や環境等をテーマに講演会を開催します。

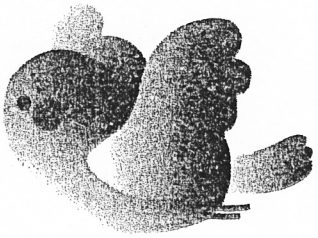

若者自立支援合同相談会（年２回）
宇都宮市を活動範囲として若者支援を行っているＮＰＯ法人等の団体を一堂に集め，各団体の紹介や個別相談会を開催します。

勤労観・就労観醸成講座（年３回）
就労への一歩を踏み出せない青少年を対象に，働くことの意味や将来について考える講座を開催します。

子どもの１０年後を想像する講座（年２回）
青少年の保護者を対象に，子どもさんへのかかわりを再確認していただく講座を開催します。

＊スケジュールにつきましては，随時「広報**うつのみや**」や「市ホームページ」でお知らせしていきます。